

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十七号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定年前再任用短時間勤務職員等）についての適用除外） 第十条の二 第四条第三項及び第四項並びに第五条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 前二条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>（定年前再任用短時間勤務職員）についての適用除外） 第十条の二 第四条第三項及び第四項、第五条並びに前二条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

第二条 施行日以後に新たに職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号）第十二条の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）附則第四条第四項に規定する暫定再任用職員（以下この条において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第十条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する学校等の移転があった再任用職員について準用する。